

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 規則

○埼玉県卸売市場審議会規則の一部を改正する規則

### 告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造)

○L G W A Nサービスマ提供設備の賃借に関する入札公告

○川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧

○富士見都市計画生産緑地地区の変更 (みどり自然課)

○久喜都市計画生産緑地地区の変更 (みどり自然課)

○埼玉県アオネカズラ保護管理事業計画の概要

○埼玉県トダスゲ保護管理事業計

画の概要 (みどり自然課)

○救急病院等の申出の撤回 (医療整備課)

○障害者就業・生活支援センターの指定に係る公示 (雇用対策課)

○保安林の指定の解除予定 (森づくり課)

○測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)

○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)

○埼玉県景観条例に基づく大規模基準適用区域の指定 (県土づくり企画室)

○坂戸都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)

○越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

○蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

(都市計画課)

○さいたま都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧 (公園課)

○草加都市計画下水道の変更 (下水道課)

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)

○埼玉県立総合教育センター江南支所生徒共同実習送迎用バスの賃借に関する入札公告 (総合教育センター江南支所)

○捜査用単体パソコン等の賃貸借に係る落札者の公示 (会計課)

○県道根岸本町線の区域の変更 (さいたま県土)

○埼玉県卸売市場審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。平成十九年四月三日

埼玉県知事 上田清司

## 規則

○県道川越栗橋線の供用の開始 (北本県土)

○県道川越坂戸毛呂山線の供用の開始 (飯能県土)

○建築協定(全員協定) ( )

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土)

○灯油の購入に関する契約の相手方等の公示 (経営管理課)

○技能教育のための施設の指定 (高校教育指導課)

○指定車両移動保管機関の一部休止の告示 (駐車対策課)

○警察署長が車両移動保管事務を指定移動保管機関に行わせないこととした告示(川口警察署)

埼玉県卸売市場審議会規則の一部を改正する規則

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第五十七号

埼玉県卸売市場審議会規則の一部を改正する規則  
埼玉県卸売市場審議会規則(平成十五年埼玉県規則第百八号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「署名押印」を「署名」に改める。  
第九条中「農林部流通販売推進室長」を「農林部流通販売課において」に改め

る。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

## 埼玉県告示第五百六十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))にのり縦覧に供する。

平成十九年四月三日  
埼玉県知事 上 田 清 司  
一 申請のあった年月日

## 埼玉県告示第五百六十四号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年四月三日

平成十九年三月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人東日本事業支援機構

三 代表者の氏名  
矢島 政男

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市浦和区常盤三丁目十六番三号

五 定款に記載された目的  
この法人は、中小企業経営者・個人

経営者及び生活者に対し、事業及び生計の再構築並びに、新規事業の立ち上げ、運営、税務、財務、法務、労務問題等に関する相談事業及び、セミナー運営事業を専門家を中心に行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

## 1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量  
LGWAN サービス提供設備の賃借 一式

(2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間  
平成19年6月1日から5年間

ただし、平成20年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所  
埼玉県総務部電子サービス推進室長が指定する場所

(5) 入札方法  
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」(以下「システム」という。)により行う。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」に登録された者であること。

(3) 「物品等競争入札参加資格者名簿」登録内容の「01 OA機器・用品」のうち、OA機器(パソコン除く)及びパソコンシステム(配線工事を伴うもの)の賃借が含まれるものであること。

(4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(5) 過去2年間に国又は地方公共団体と本調達物品と同等な契約を2件以上締結し、誠実に履行している者であること。

(6) 3に定める本件入札の参加資格を有することの確認を受けている者であること。

## 3 入札参加資格の確認

(1) 提出書類

ア 「一般競争入札参加資格申請書」

埼玉県知事 上 田 清 司

システムから確認申請すること。

イ 「契約の履行について」(添付書類含む)

必要事項を記載・押印した書類を PDF 形式のファイルに変換し、「一般競争入札参加資格申請書」の申請の際に添付すること。

契約を証明する書類、履行を証明する書類についても PDF 形式のファイルに変換し、同様に添付すること。

(2) 提出期限

平成19年 4 月 3 日 (火) 午前 9 時から平成19年 4 月10日 (火) 午後 5 時まで  
にシステムから申請する。

(3) 入札参加資格の確認通知

資格審査結果については、平成19年 4 月11日 (水) に、システムにより通知する。

4 入札の無効

次に掲げる入札書は無効とする。

(1) この告示に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

(2) 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

(3) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第97条(入札の無効)の規定に該当する入札書

5 入札説明書等の入手方法

(1) 「埼玉県電子入札システム」からダウンロードすること。

(2) 入手手順

ア 埼玉県ホームページを開く。

イ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

ウ 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3：システム入口」を選択する。

エ 「入札情報公開システム」を選択する。

オ 調達機関「埼玉県」、部局名「総務部」、課所名「電子サービス推進室」を選択する。

カ 「物品等」を選択する。

キ 「1 発注情報の検索」を選択する。

ク 検索ボタンをクリックする。

ケ 本入札案件を選択する。

6 入札執行の日時

(1) 入札書受付期間等

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年 4 月18日 (水) 午後 5 時まで  
にシステムから行う。

(2) 開札日時

平成19年 4 月19日 (木) 午前10時

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

イ 免除する。

イ 契約保証金

イ 免除する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この告示に示した物品を納入できると発注者が判断した入札者であって、財務規則第94条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(4) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(5) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(6) 問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県総務部電子サービス推進室情報サービス 市町村支援担当 岩崎 正史  
電話048-830-2269 (直通) FAX048-824-5843

埼玉県告示第五百六十五号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第四条第三項の規定により、川島町から比企郡川島町の区

域内において行われる川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価調査計画書の提出があった。

この事業に係る関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上田 清司

一 関係地域が所在する市町村

川越市、東松山市、坂戸市及び川島

町

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部温暖化対策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

川越市環境政策課

東松山市環境保全課

坂戸市環境政策課

川島町都市整備課

ロ 期間

平成十九年四月三日(火)から同年五月七日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前九時から午後四時三十分まで

埼玉県告示第五百六十六号

ふじみ野市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第五百六十七号

久喜市から久喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第五百六十八号

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例(平成十二年埼玉県条例第十一号)第二十六条第一項の規定に基づき、埼玉県アオネカズラ保護管理事業計画を定めたので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上田 清司

一 事業の目標

アオネカズラが自然状態で安定的に存続できること。

二 事業の区域

アオネカズラ生育地及びその周辺地域

三 事業の内容

イ 個体群の保全及び管理

(1) 緊急対策

減少要因を把握し、必要な対策を実施するとともに、特に個体数の減少が著しい県天然記念物指定範囲は、県教育委員会及び市町村教育委員会と連携し、個体群の回復を図る。

(2) モニタリング

各個体群の動態及び生育地周辺樹林の状況から、湿度及び照度などを定期的に調査し、個体群の減少並びに環境の悪化及び変化を未然に防止する。

(3) 生育地周辺におけるアオネカズラの生育調査

現在確認されている生育地以外にも生育している可能性があるため、分布調査の実施も含め、情報の収集及び蓄積に努める。

(4) 保護及び増殖対策

生育状況から、絶滅する危険性があるため、関係機関等と連携した研究を進め、人工増殖技術の確立を図る。また、絶滅の危険性が依然として高いため、研究機関等において生育株を栽培し、遺伝子の保全を図る。

(5) 園芸採取の防止

観光資源として情報を提供する場合は、特殊性及び希少性について

ての情報だけでなく、希少野生動植物の保護の必要性もあわせて行うよう要請する。また、希少種保全にかかる研修機会の提供、指導員の育成等により、地域住民、NPO法人等による自主的な保護及び保全活動を醸成する。

ロ 生育環境の保全及び管理

(1) 生育地及びその周辺の保全

アオネカズラの生育環境の変化につながる要因を調査する。また、生育環境を維持していくために、生育地及びその周辺地域の森林所有者等とも連携し、生育地の保全を図る。

(2) 保全及び管理体制の整備

天然記念物管理の各関係機関、森林所有者及び管理者、地元市町村並びに希少野生動植物保護推進員との連携を図り、生育地一帯の保護管理体制を整備する。

ハ 法的規制、法的位置付け等

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づき、原則として採取を認めない。

ニ 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

希少野生動植物の保護について、効果的な普及啓発を推進する。

ホ 事業推進への連携体制

本事業の実施に当たっては、国、県、関係市町村、研究機関、森林所

有者及び管理者、自然保護活動団体、生育地及びその周辺地域の住民等の連携を図り、効果的な事業の推進に努める。また、住民団体等との連携体制を整備し、保護及び管理事業の推進に努める。

埼玉県告示第五百六十九号

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例(平成十二年埼玉県条例第十一号)第二十六条第一項の規定に基づき、埼玉県トダスゲ保護管理事業計画を定めたので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上田清司

一 事業の目標

トダスゲが自然状態で安定的に存続できること。

二 事業の区域

トダスゲ生育地及びその周辺地域

三 事業の内容

イ 個体群の保全及び管理

(1) 緊急対策

生育地の管理状況等を確認するとともに、土地所有者等に希少野生動植物の保護について理解と協力を求める。

(2) モニタリング

各自生地の群落動態等を定期的に調査し、個体群の減少並びに環

境の悪化及び変化を未然に防止する。

(3) 生育地周辺におけるトダスゲの生育調査

現在確認されている生育地以外にも生育している可能性があるため、分布調査の実施も含め、情報の収集及び蓄積に努める。

(4) 保護及び増殖対策

現在実施されている自生地等での環境条件等を把握し、県試験研究機関等において自然状態での生育条件等を解明する調査研究を実施する。また、絶滅する危険を分散するため、移植地の適切な維持管理を実施するとともに、住民団体と連携した増殖活動を進める。

ロ 生育環境の保全及び管理

(1) 生育地及びその周辺の保全

管理方法について、生育地及びその周辺地域の土地所有者等と連携しながら検討し、生育地の保全を図る。

(2) 保全及び管理体制の整備

国の天然記念物指定地内については、現在管理者により適切な管理が行われているため、今後とも管理者と連携して維持を図る。また、その他の生育地については、土地所有者及び管理者、地元市町村、希少野生動植物保護推進員、住民団体等との連携を図り、生育地の

保護管理体制を整備する。

ハ 法的規制、法的位置付け等

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づき、原則として採取を認めない。

ニ 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

希少野生動植物の保護について、効果的な普及啓発を推進する。

ホ 事業推進への連携体制

本事業の実施に当たっては、国、県、関係市町村、研究機関、土地所有者及び管理者、自然保護活動団体、生育地及びその周辺地域の住民等の連携を図り、効果的な事業の推進に努める。

埼玉県告示第五百七十号

次に掲げる病院は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地
医療法人刀仁会坂戸中央病院	坂戸市南町三十一
八	

埼玉県告示第五百七十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第三

十三条の規定に基づき、平成十九年三月二十日付けで同法第三十四条に規定する業務を行う者として次の法人を指定した。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

社会福祉法人啓和会

二 住所

久喜市大字六万部字白幡千四百三十

五番地

三 事務所の所在地

久喜市大字青毛七百五十三番地一ふ

れあいセンター久喜内

四 指定に係る地域

埼玉県の区域

埼玉県告示第五百七十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上田清司

一 解除に係る保安林の所在場所

秩父市大滝字栃本タキ川トハ五六四

三の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため  
〔次の図〕は、省略し、その図面を埼玉  
県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に  
供する。〕

埼玉県告示第五百七十三号

公共測量(二級基準点測量)が、平成  
十九年三月十五日に終了した旨、測量計  
画機関の長である桶川市長岩崎正男から  
通知を受けたので、測量法(昭和二十四  
年法律第百八十八号)第三十九条におい  
て準用する同法第十四条第三項の規定に  
より公示する。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第五百七十四号

測量計画機関の長である上尾都市計画  
事業伊奈特定土地区画整理事業施行者埼玉  
県代表者埼玉県知事上田清司から次の  
とおり公共測量を実施する旨の通知を受  
けたので、測量法(昭和二十四年法律第  
百八十八号)第三十九条において準用す  
る同法第十四条第三項の規定により公示  
する。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種類

公共測量(出来形確認測量)

二 作業期間

平成十九年三月八日から平成十九年  
九月二十八日まで

三 作業地域

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画  
整理事業地内(伊奈町大字小針内宿、  
小針新宿及び羽貫の各地内)

埼玉県告示第五百七十五号

埼玉県景観条例(平成元年埼玉県条例  
第四十二号)第十条第一項の規定により、  
大規模基準適用区域を次のとおり指定し、  
平成十九年六月一日から施行する。

なお、当該指定に係る図書の写しを埼玉  
県県土整備部県土づくり企画室、埼玉  
県越谷県土整備事務所及び三郷市都市整  
備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 三郷市の全部の区域(既指定区域)

郷一丁目から三郷三丁目まで及び早稲  
田一丁目から早稲田八丁目までの全部  
の区域、彦成四丁目、さつき平一丁目  
及びさつき平二丁目の全部並びに大広  
戸字深田通及び彦成三丁目の各一部の  
区域、上彦名字古川端及び字本田井堀  
内の各一部の区域、泉、彦川戸二丁目、  
天神一丁目、天神二丁目、彦野二丁目、  
彦倉二丁目、上口二丁目及び上口三丁  
目の各一部の区域、幸房字下三尺道外、  
谷口字上田向及び谷中字三尺上の全部

並びに幸房字上横道添、字中横道添、  
字下横道添、字掛井掘向及び字中三尺  
道外、谷口字置野、字関外、字野杭、  
字根通及び字八斗蒔、谷中字上中通、  
字下中通、字掛井掘向及び字新堀添、  
栄一丁目、栄二丁目、新和一丁目、彦  
江字内野並びに花和田字内屋通の各一  
部の区域、戸ヶ崎二丁目、戸ヶ崎四丁  
目、戸ヶ崎五丁目並びに戸ヶ崎字関戸、  
字大道西及び字上堤外の各一部の区域  
並びに鷹野一丁目、高州一丁目、高州  
二丁目及び東町の各一部の区域)を除  
く。

第二十条第二項の規定により、当該図書  
の写しを埼玉県都市整備部都市計画課に  
おいて縦覧に供する。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第五百七十八号

蓮田市から蓮田都市計画地区計画の変  
更に係る図書の写しの送付を受けたので、  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)  
第二十一条第二項において準用する同法  
第二十条第二項の規定により、当該図書  
の写しを埼玉県都市整備部都市計画課に  
おいて縦覧に供する。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第五百七十九号

さいたま市からさいたま都市計画公園  
の変更に係る図書の写しの送付を受けた  
ので、都市計画法(昭和四十三年法律第  
百号)第二十一条第二項の規定において  
準用する同法第二十条第二項の規定によ  
り、当該図書の写しを埼玉県都市整備部  
公園課において縦覧に供する。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第五百七十七号

吉川市から越谷都市計画地区計画の変  
更に係る図書の写しの送付を受けたので、  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)  
第二十一条第二項において準用する同法

埼玉県告示第五百八十号

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第五百八十号

草加市長から草加都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部下水道課において縦覧に供する。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十八年十一月十五日

指令飯整第一八〇〇三九〇号

二 検査済証番号

平成十九年三月二十二日第百六十一号

三

開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町上野東四丁目一五番一、外一八筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字毛呂本郷一〇四一番地

一 許可番号

平成十九年四月三日

鎌北建設株式会社

代表取締役 鎌北 龍児

埼玉県告示第五百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年三月二十二日

指令飯整第一八〇〇四三二二号

二 検査済証番号

平成十九年三月二十六日第百六十六号

三

開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字岩井字互郷二四二〇番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字岩井一五六一番地

地

島田 一男

埼玉県告示第五百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年二月十六日

指令東整第一八〇一〇九一号

二 検査済証番号

平成十九年三月二十六日第百六十五号

三

開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字福田字新出六七四

埼玉県告示第五百八十四号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年四月三日

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立総合教育センター江南支所生徒共同実習送迎用バスの貸賃借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成20年3月31日まで

(4) 履行場所

埼玉県熊谷市御正新田字向原1355番地1 埼玉県立総合教育センター江南支所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

一、二、六七四―二三、六七四―二四  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 東京都千代田区二番町八番地八  
 株式会社 セブニーイレブン・ジャパン

代表取締役 山口 俊郎

<p>(2) 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第3条第1号ロの事業について、同法第4条第1項の国土交通大臣の許可を受けていること。</p>	<p>ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書 ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書</p>
<p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒360-0113 埼玉県熊谷市御正新田字向原1355番地1 埼玉県立総合教育センター-江南支所総務担当課長 福井 正倫 電話048-536-1586</p>	<p>(4) 契約書作成の要否</p>
<p>(2) 入札説明書の交付方法 この公告の日から上記(1)の場所において交付する。</p>	<p>(5) 落札者の決定方法 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p>
<p>(3) 入札説明会の場所及び日時 埼玉県立総合教育センター-江南支所第一会議室 平成19年4月5日(木)午前10時</p>	<p>(6) 手続における交渉の有無 無</p>
<p>(4) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県立総合教育センター-江南支所第一会議室 平成19年4月10日(火)午前10時</p>	<p>(7) 支払条件 発注者埼玉県は、支払の請求を受けたときは、その日から30日以内に代金を受注者に支払うものとする。</p>
<p>4 その他</p> <p>(1) 入札保証金及び契約保証金</p>	<p>(8) その他詳細は、入札説明書による。</p>
<p>ア 入札保証金 入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p>	<p>埼玉県市長 藤野 五郎 〒360-0113 埼玉県熊谷市御正新田字向原1355番地1 電話048-536-1586</p>
<p>イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に、契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p>	<p>埼玉県長 田 豊 臣 〒360-0113 埼玉県熊谷市御正新田字向原1355番地1 電話048-536-1586</p>
<p>(2) 入札者に要求される事項 入札者は、入札書を入札日に直接提出しなければならない。</p>	<p>1 購入等件名及び数量 捜査用単体パソコン等の賃貸借一式</p>
<p>(3) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。</p>	<p>2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3</p>
	<p>丁目15番1号</p>
	<p>3 落札者を決定した日 平成19年1月30日</p>
	<p>4 落札者の氏名及び住所 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号</p>
	<p>5 落札金額 36,842,778円</p>
	<p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p>
	<p>7 入札の公告又は公示を行った日 平成18年12月19日</p>

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成一九年四月一日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 根岸本町線
- 三 道路の区域

埼玉県さいたま県土整備事務所長 中島直彦

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧	川口市大字根岸字外谷田三〇六一番	一六・〇〇	五・五〇	
新	川口市大字根岸字内谷田二三〇五番地先から同市大字根岸字外谷田三〇六一番地一地先まで	一〇・〇〇	七六四・〇〇	川口市道の県道昇格

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成十九年四月三日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

埼玉県北本県土整備事務所長 齊藤善孝

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
川越栗橋線	桶川市大字坂田字目澤一六六〇番七地先から同市大字坂田字細合一五〇八番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成十九年四月三日	延長 二〇四・三〇メートル

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成十九年四月三日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸功

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
川越坂戸毛呂山線	坂戸市大字北大塚字中道北四五九番六地先から同市大字北大塚字中道北四六二番一地先まで	平成十九年四月三日	平成十九年三月十六日付け飯能県土整備事務所長告示第十二号の道路予定区域の供用開始である。 延長三一・〇〇メートル

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成十九年四月三日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 建築協定の代表者及び氏名

鶴ヶ島市大字五味ヶ谷三五番地五一

金子 孝

二 建築協定区域

鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田三五番

一一八他

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月三日

埼玉県東松山県土整備事務所長

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 健一

一 許可番号

平成十八年八月二十一日

第一八〇〇六四〇号

二 検査済証番号

平成十九年三月二十三日

第一八〇一九七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字三保谷字尾崎二九

〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市旭区万騎が原一二三番一七

沼田 昭義

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月三日

埼玉県東松山県土整備事務所長

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 健一

一 許可番号

平成十八年七月二十一日

第一八〇〇三五〇号

二 検査済証番号

平成十九年三月二十三日

第一八〇二〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字正直下郷一四八

番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字正直一三四

川上 幸子

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵樹

埼玉県病院事業 谷口 健一

一 許可番号

平成十九年一月三十日

指令杉整第一八〇一九四〇号

二 検査済証番号

平成十九年三月二十六日

杉整第一九五四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町清地六丁目九七九一

一、一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町清地二丁目七番十五

山崎建設 株式会社  
代表取締役 山崎 勝

埼玉県病院事業告示第四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月三日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

- 1 購入等件名及び数量  
灯油 JIS1号 598,500ℓ
  - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 3 落札者を決定した日  
平成19年3月22日
  - 4 落札者の氏名及び住所
  - 5 落札金額
  - 6 契約の相手方を決定した手続
  - 7 入札の公告又は公示を行った日
- ~~~~~
- (1) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター  
埼玉県熊谷市板井1696番地
  - (2) 埼玉県立がんセンター 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地
  - (3) 埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地
  - (4) 埼玉県立精神医療センター 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地

埼玉県教委告示第十五号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十五条の二の規定による技能教育のための施設として、平成十九年四月一日付けで次のとおり指定した。  
平成十九年四月二日

- 一 技能教育のための施設の名称  
埼玉県教育委員会委員長 石川正夫
- 二 私立星椋国際高等学校との連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
国際ビジネス	国際ビジネス

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三二二―一〇〇四八―八六二―二二九〇―一(代表)
					埼玉県報ホームページアドレス <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm">http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm</a>		

英語実務	英語実務
課題研究	課題研究

埼玉県公安委員会告示第94号

指定車両移動保管機関等に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第7号)第8条第1項の規定により、指定車両移動保管機関から申請のあった車両移動保管事務の一部休止を承認したので、同条第3項の規定により公示する。  
平成19年4月3日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

指定車両移動保管機関の名称	一部休止する事務の範囲	休止年月日	承認年月日
財団法人 埼玉県交通安全協会	川口警察署の管轄区域に係る道路交通法第51条の3第1項に規定する車両の移動及び保管に係る事務	平成19年4月1日から当分の間	平成19年3月5日

埼玉県川口警察署告示第1号

指定車両移動保管機関等に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。)第8条第1項の規定により、指定車両移動保管機関である財団法人埼玉県交通安全協会から提出された車両移動保管事務の一部を休止する旨の申請が、平成19年3月5日承認され、川口警察署の管轄区域に係る同事務は、指定車両移動保管機関に行わせないこととなったので、規則第10条第2項の規定により公示する。  
平成19年4月3日

埼玉県川口警察署長 警視正 中村 幸司